

## 第 10 号議案

### 亀岡市総合計画審議会条例の一部を 改正する条例の制定について

亀岡市総合計画審議会条例（昭和43年亀岡市条例第3号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成23年11月30日提出

亀岡市長 栗山正隆

### 亀岡市総合計画審議会条例の一部を改正する条例

亀岡市総合計画審議会条例（昭和43年亀岡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「の策定」の次に「及び推進」を加える。

第3条第2項中「議会の議員、学識経験者その他住民」を「学識経験者、関係団体の役職員その他必要と認める者」に改め、同条第3項中「2年とする」を「2年とし、再任を妨げない」に改める。

### 附 則

この条例は、平成24年1月1日から施行する。

亀岡市総合計画審議会条例の一部を  
改正する条例案要綱

- 1 委員の構成から議会の議員を除くこと。
- 2 審議会の所掌事務に策定後の計画推進を加えること。
- 3 その他所要の規定整備を図ること。
- 4 この条例は、平成24年1月1日から施行すること。